

中 期 経 営 計 画

令和6年3月

公益財団法人 山形県生涯学習文化財団

目 次

第1	計画の趣旨	
1	計画の改定	1
2	計画期間	1
第2	取り巻く環境と財団の現状及び課題	
1	取り巻く環境の変化	1
2	経営状況の変化	2
第3	基本方針(3つの視点)	4
第4	4つの重点施策	
1	指定管理事業の継続	5
2	自主事業の再構築	6
3	組織力の強化	7
4	経営収支の改善	8
第5	計画の推進	10
資料		11

第1 計画の趣旨

1 計画の改定

当財団が県出資の公益法人として設立され県生涯学習センターの管理運営と生涯学習事業を開始し、さらに文化振興部門と男女共同参画部門を加えながら四半世紀以上が経ち、当財団を取り巻く環境は大きく変化している。

制度面では、公の施設にかかる指定管理者制度への変更と公益法人制度の改革という大きな変化があった。また、社会環境面では、当財団の事業分野である県民の生涯学習、文化活動等が活性化する一方で、地域社会における少子高齢化の進展等により当財団の事業のあり方も大きな影響を受けている。

さらにこの間、バブル崩壊以降の長引くデフレ経済のもと、県財政の厳しい状況が長年にわたり続いた（行財政改革）。この影響で当財団の収益の太宗を占める指定管理料が抑制されてきた。そのうえ、日銀の大規模金融緩和による金利水準の低下に伴い資産運用収入が大幅に減少するなど、結果的に当財団において事業費の財源として基本財産・特定資産の取崩しに依存せざるを得ない状況が続き、経営状況は厳しさを増してきた。

これらを踏まえ、中期経営計画を策定して平成26年度から3年間（第1期）、平成29年度から4年間（第2期）、更に令和3年度から3年間（第3期）、経営改善に取り組んできた。これにより一定の成果が上げられたものと考えられるが、わが国経済の先行きや金融政策の動向がいまだ不透明であることから、引き続き経営改善の取組みを行っていくため、計画を改定するものである。

2 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

第2 取り巻く環境と財団の現状及び課題

1 取り巻く環境の変化

(1) 公の施設にかかる指定管理者制度への変更

ホールなどの文化施設をはじめとする地方公共団体設置の公共施設の管理運営方式に関して、地方自治法改正により「公の施設にかかる管理委託制度」が廃止され「指定管理者制度」が創設され、本県の県立施設には平成18年4月に導入された。この制度では民間企業等の参入が認められるとともに、一定の指定期間が設定される。

民間企業等との競争の中で指定管理者に選定、更新されるためには、魅力ある事業企画、サービス提供のノウハウ、コスト競争力がより強く求められることとなった。

当財団は、県生涯学習センター、県男女共同参画センター及び県郷土館について、設置当初から管理委託を受託し、引き続き平成18年4月から指定管理者に指定され、これまで更新を重ねている。さらに平成26年度に洗心庵が追加されるとともに、令和元年度に県総合文化芸術館について、共同事業体として指定管理者の指定を受けた。

(2) 公益法人制度の改革

公益法人改革三法の施行（平成20年12月。下記【注】）により、非営利法人の設立について許可主義〔公益法人として設立〕から準則主義〔一般法人として設立〕に改正されるとともに、法人運営についても主務官庁監督指導型から法人自己責任型へと転換した。

このため法人の自由度、自立性が高まる一方、自己管理が強く要請され、ガバナンスの強化、情報公開など経営管理の強化が求められるようになった。

当財団はさらに、公益目的事業を主目的とする法人として、県知事による公益認定を受け平成24年4月に公益財団法人として新たにスタートした。このため、運営に当たって公益目的事業比率（50%以上）などの遵守事項があり、また、報告徴収など県知事による指導監督下に置かれている。

【注】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ほか。

(3) 社会環境の大きな変化

当財団を取り巻く社会環境をみれば、財団設立の頃に本格化した本県の生涯学習は、近年も市町村等の関係施設が増加し身近な学習活動が活性化している。文化施設も一層整備が進み、県民の文化活動環境はより充実している。男女共同参画社会の形成に関しては、地域の身近なところでも進展がみられるが、なお低い水準にある。

また、人々の活動を支える情報通信手段の高度化の進展や普及促進が図られ、インターネットやSNSなどにより施設や現地に行かずに各種情報を速やかに入手、発信できるようになった。

一方、少子高齢化が加速し、地域社会が抱える課題の多様化、複雑化が進行しており、そのような課題に対応するため当財団の事業についても見直しを進めていかなければならない。

加えて、社会経済活動は、猛威を振った新型コロナウイルス感染症に伴う悪影響も感染の縮小に伴い、新型コロナ禍以前の水準まで回復しつつある。そうした中でコロナ禍においても、場所等の制約を受けないWEB会議やテレワーキングが普及したことから、当財団でもそれらのICT（情報通信技術）を活用した事業展開を図っていく必要がある。

2 経営状況の変化

当財団の経営状況を事業構成、組織体制及び財務状況の面からみると、現状は次のとおりであり、これまでの中期経営計画の取組みを経て大きく変化している点がみられる。

(1) 事業構成の状況

ア 当財団の事業は、分野別に生涯学習部門、文化振興部門及び男女共同参画部門の3部門に分かれるほか、若干のその他事業がある。

各部門を通して事業を性質別に分類すると、指定管理事業、自主事業（下記【注】）及び指定管理事業以外の受託事業に分けられる。この分類により事業構成をみると、資料－１にあるように、従来から指定管理事業と自主事業とで全体のほとんどを占めており、現在両者の比率は概ね2.5対1となっている。

中期経営計画の取組みを経て、指定管理事業費が増加し構成比率が高まる一方、自主事業費が大きく減少し構成比率も低下している。

【注】自主事業とは、指定管理者の指定や業務委託による事業ではない、自主的に実施する事業のこと。指定管理者が当該施設に関してその効用をより高めるなどのため、自らの創意工夫により事業を行う場合を含む。

イ 指定管理事業については、平成26年度に県の新施設「洗心庵」の指定管理を受けたことなどから増加し、指定管理事業は当財団の業務のなかで一層大きな存在となっている。

ウ 自主事業は、事業部門としてはほとんど生涯学習部門と文化振興部門であるが、中には財団設立時からの事業や県からの移管・要請による事業があり、長年の継続により事業目的や必要性、成果、行政施策との関連等が曖昧になっている場合がある。また、財源は基本的に自主財源であり特定資産取崩に依存する面が大きいという課題がある。このため、中期経営計画（第1期）において自主事業の重点的な見直しに取り組むとともに、それ以降も、事業コストの縮減、事業規模の縮小、優先度の低い事業の廃止などを行い、自主事業費を圧縮させてきた。

また、事業数についても長期継続の事業の減少を図るとともに、複数の事業を大括りにして一本化するなど、一部新規や事業内容の拡充などに取り組んできた。

(2) 組織体制の状況

ア 当財団の組織体制は、事業部制的な形態を継続している。ただし、この間、課を廃止し部課制から部制へと簡素化を図った。

一般に言われるように事業部制では、各事業部が事業企画から運営実施まで一貫して行い効率性が高い一方、部横断的な事業連携を努めて行わなければならないという課題がある。

当財団ではこれまで事業分野の拡大に伴い事業実施部門を中心に組織の新設・拡大を図ってきた一方、財団全体の経営戦略や企画調整、広報などを担う経営管理機能を充実させる必要がある。

イ 職員の人数については、資料－２にあるように、これまで洗心庵の指定管理や総合文化芸術館の指定管理という増加要因があったものの最小限に留めている。

また、職員の構成は、資料－２にあるように従来から嘱託職員と臨時職員（いずれも有期雇用）への依存が大きかった。

背景には、財団職員の確保方法として平成23年度まで県職員派遣があり、設立時より業務の中核を担ってきたが、その後順次引き揚げられ、それを補完する形でフル

タイムの嘱託職員を増やしてきたということがある。

ウ 近年、労働契約法の改正があり、通算5年経過した有期雇用者の中から、無期雇用者への転換を図ることが可能となった。

これを契機に、嘱託職員の業務ノウハウの蓄積と資質向上により中核的な人材を確保・育成していくため、嘱託職員の無期転換化制度を令和元年度に導入し、各部門の状況と個々の職員の状況に応じて実施してきた。

(3) 財務の状況

ア 当財団の収入構成について、当財団の決算書の経常収益の内訳からみると、資料-3にあるように、主な収入は、指定管理料（令和4年度構成比61.7%）、特定資産取崩収入（同18.9%）、特定資産運用益（同8.6%）などという構成になっている。

イ 当財団において基本財産・特定資産の取崩しについては、金利水準の低下に伴う資産運用益収入の減少という事態を受けて、「財団において自主事業の規模を一定水準に維持するため」平成11年度に始まり、その後も資産運用益収入の減少を補う形で取崩しを行ってきた。それに伴い、資料-4にあるように、基本財産・特定資産の残高は、平成11年度以降減少してきている。

これは経営基盤の脆弱化を招くことになるため、中期経営計画（第1期）では「特定資産取崩額を各年度1億2千万円以下に抑えること」を収支改善目標に設定、第2期では「特定資産取崩額を各年度1億円未満に抑える。ただし、県立図書館大規模改修の財務面への影響に留意する。」という目標を設定している。第3期では、「特定資産取崩額を各年度1億円未満に抑える。ただし、金融緩和による資産運用益減への対処について留意する（併せて事業見直し）。」とし、これまで目標額未満にとどめるべく取り組んできた結果、当初予算ベースで令和5年度のみ1億円を9百万円超過する予算となっているものの、第3期の単年度平均では、1億円を下回っている。

第3 基本方針（3つの視点）

これまでの中期経営計画の取組みの経緯や、当財団の現状と課題及び取り巻く環境の変化を踏まえ、本計画においては引き続き、基本方針として次の「3つの視点」を掲げ、その下に「4つの重点施策」を掲げて取り組んでいく。

■ 3つの視点

○財団の原点に立ち返ること。

財団の原点とは、財団設立の理念であり、定款において目的や事業の規定に明記されている。（別紙）

○経営の基礎固めをすること。

経営の基礎固めとは、持続的な経営を支える基盤（人材、財務など）を強化することである。

○経営の新たな取組みを目指すこと。

前2点を踏まえつつ、状況変化に対応しチャレンジしていく。

■ 4つの重点施策

- 指定管理事業の継続
- 自主事業の再構築
- 組織力の強化
- 経営収支の改善

【定款の目的規定(第3条)】

この法人は、県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的とする。

(注)「文化活動」は、旧法人の寄附行為改正(平成12年4月施行)により新たに記載され、「男女共同参画社会の形成促進」は、新法人の定款(平成24年4月施行)に新たに記載された。

第4 4つの重点施策

1 指定管理事業の継続

3施設(県生涯学習センター・洗心庵、県男女共同参画センター及び県郷土館・県政史緑地)については、公の施設の管理委託のときからの実績とノウハウがあり、当財団による管理運営は施設目的の効果的な達成に寄与している。元々、これら施設の設置目的と当財団の設立目的は重なり、これらの管理運営事業は当財団にとって欠かせないとも言える存在である。また、新たに共同事業体として指定管理者に指定された総合文化芸術館についても、同様に施設の設置目的と財団の設立目的が重なるものである。

3施設については、総合文化芸術館を除く建物設備面を中心に老朽化が目立ち施設改修等も生じてくることを踏まえて管理運営するとともに、新たな総合文化芸術館については、共同事業体方式を踏まえて円滑な運営を図っていく。

① 次期の指定管理者選定に向けた取組み

次期の指定管理者選定の予定は、生涯学習センター、洗心庵及び男女共同参画センターについては令和6年度に、県総合文化芸術館については令和6年度に、県郷土館・県政史緑地については令和8年度に、それぞれ予定されているので、管理運営や事業の計画、指定管理料の最適化など提案内容の策定に向け関係者と連携して早期に取り組んでいく。

② サービス提供力とコスト競争力の向上、利用者の増加

民間企業等との競争という環境の下、サービス提供力とコスト競争力の向上は重要である。

生涯学習センター、洗心庵、男女共同参画センター及び文翔館においては、指定管理者選定時の計画に加え、日常の指定管理業務においても利用者要望等への対応力を向上させ利用者満足度のアップを図り、利用者の増加に結び付けていく。近年のICTの進展を見据えて、サービス向上と業務効率化、費用対効果の観点から、何らかの方法を取り入れられないか検討する。

また、県総合文化芸術館については、共同企業体の代表として経営の安定化や集客の増に向けた運営となるようにマネジメントしていく。

取 組 内 容	6年度	7年度	8年度
① 次期の指定管理者選定に向けた取組み			
② サービス提供力とコスト競争力の向上、利用者の増加			

2 自主事業の再構築

自主事業は、指定管理事業と並んで当財団の事業の中核をなすもので、県民の生涯学習活動や文化活動等を支援しそれらの活動促進に寄与してきており、当財団の目的達成に欠かせないものである。しかし、社会情勢の変化や財団の財務状況の変化に伴い課題が生じてくるものもあることから、財源の在り方も含め必要な見直しを行い、効率的・効果的な事業展開を図っていく。

中期経営計画（第1期）の取組みで重点的に自主事業を見直し前記のように絞込みを行い、一定程度の量的な見直し効果が上げられた。第2期の取組みでは、事業内容という質的な面に重点を置いて見直しを行い、事業の内容拡充や一部廃止・新規などを進めてきた。第3期では、文翔館について観光資源という観点からインバウンド拡大に資するべくスマートフォンを活用した外国語による施設案内を導入した。また、遊学館研修室におけるネット環境の整備を実施した。更に、新型コロナウイルス感染拡大下での事業推進のため、インターネットを利用したWEB会議や講演・研修の参加・配信に取り組んだ。

今後も、事業内容の見直しを継続するとともに、財務状況が年々厳しくなりつつあることを踏まえ、特に長期間継続して実施している各種助成事業について、助成対象や金額などが適切かどうか、県などと連携して具体的なあり方について検討し見直していく。

① 事業体系・内容の点検と事業見直し

次に掲げる県の関係計画の改定など環境変化に留意し事業体系を点検しながら自主事業の内容の見直しを継続するほか、上記のような事業見直しを図っていく。

県生涯学習振興計画（令和6年度改定予定）

県文化推進基本計画（令和6年度改定予定）

② 事業評価の取組み

効率的・効果的な事業展開の観点から、これまでの取組みに引き続き、毎年度の数値目標設定及びその成果検証を行っていく。

③ 新たな事業の展開

当財団の強みや特長を生かして新たな事業を構築していくことも重要である。まず、長年継続実施している事業においては、社会の変化を踏まえて内容を見直し、充実を図っていく。同時に当財団の施設、事業は複合的になっており、加えて近隣に類似分野の施設も存在する。これを生かして引き続き近隣施設間の連携事業を推進していく。

また、いずれの施設も山形市中心部にあつてアクセスに優れ、更に県郷土館は歴史的な価値や観光資源としての価値が高い。新型コロナウイルス感染症の流行も収まり、今後の国内外からの観光客の増加が見込めることから、来館者対応の充実を図っていく。

取組内容	6年度	7年度	8年度
① 事業体系・内容の点検と事業見直し			
② 事業評価の取組み			
③ 新たな事業の展開			

3 組織力の強化

当財団の設立目的である「県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し」ていくためには、財団が長期かつ継続して安定的に運営されることが何よりも大切である。そのためには、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ事業を円滑に遂行できる組織を維持し、その能力を高めていくことが重要である。

まず、組織体制については、状況変化を踏まえ適宜に見直すとともに、部門間調整や経営企画などの機能強化を図っていく。

また、組織を支える職員については、当財団の職員構成の特徴を踏まえて、職員の資質向上と中核的な人材の確保に取り組んでいく。

① 組織体制と職員配置の見直し

指定管理事業の内容や業務の変更、自主事業の見直し等による業務内容や業務量の変動に合わせて組織体制と職員配置の見直しを行う。

② 経営管理機能の強化

部門間調整・連携を密にしつつ、財団経営の安定化や効率化を図っていく。

③ 人材力の向上

公益法人管理をはじめ各専門分野に関して開催される外部研修に積極的に職員を派遣して、専門知識の習得や技能の向上を図る。

取 組 内 容	6 年 度	7 年 度	8 年 度
①組織体制と職員配置の見直し			
②経営管理機能の強化			
③外部研修に積極的に派遣			

4 経営収支の改善

収入に関しては、社会経済情勢の変化を適宜反映させることを念頭に置いて、指定管理料の精査を行い適正な水準が確保できるよう県との協議に努めるとともに、特定資産の運用は元本の安全性に配慮しつつ、できる限り有利な運用を行っていく。また費用に関しては、種々の方策により経費の縮減を図る。

収支改善に関し、これまでの中期経営計画では厳しい財務状況を踏まえ収支改善目標を設定して、特定資産取崩額の抑制に努め毎年度目標を達成してきたことを踏まえて、本計画においても収支改善目標（特定資産取崩額の上限額）を設定して取り組むこととする。

① 収益の増加

資産運用については、これまで超低金利の状況を踏まえ債券運用において適切なリスク管理を行ったうえで社債購入も行っている。今後は、社債による運用を推進するとともに、新たな効率的な運用方法を検討していく。

また、利用料金収入について施設利用者増加の取組みにより利用率向上と収入増加を図り、事業収入については、受益者負担の適正化の観点から自主事業等の講座や主催公演等の参加者負担金の見直しを図りつつ参加者数の増加により収入増加を図る。

さらに、行政や民間団体等における助成制度の積極的な活用や寄付金の募集について検討し、財源の確保を図っていく。

② 費用の削減

各種経費について、部門間の共同実施等の方策も探りながら、効率的な経費の執行を図る。

また、引き続き各部共通の費用項目（講師等謝金、助成金の助成率等）に係る支出基準を見直していくとともに、職員のコスト意識や省エネ意識の定着を図ることにより事務費・管理費等のコスト削減を図る。

③ 収支改善の目標設定

第1期の中期経営計画では「特定資産取崩額を各年度1億2千万円以下に抑える」という目標を設定、第2期計画では「各年度1億円未満に抑える。ただし、県立図書館大規模改修の財務面への影響に留意する。」という目標を設定、第3期では、「特定資産取崩額を各年度1億円未満に抑える。ただし、金融緩和による資産運用益減への対処について留意する（併せて事業見直し）。」という目標を設定した。

今期においては、長期化している低金利の経済情勢や円安の為替動向等を勘案しつつも、財団の長期存続のためには毎年度の特定資産の取崩額の圧縮が喫緊の課題であることから、予算及び決算いずれにおいても「各年度の特定資産の取崩額は前年度取崩額を下回ること。」とする。

【 各年度の特定資産取崩額 】

(単位：千円)

年 度	当初予算額	決 算 額
平成22年度	153,000	128,596
平成23年度	160,000	123,744
平成24年度	139,286	93,142
平成25年度	131,176	85,800
平成26年度	115,944	83,000
平成27年度	103,879	77,000
平成28年度	97,750	80,500
平成29年度	97,750	80,500
平成30年度	97,500	83,500
令和 元年度	97,500	81,830
令和 2年度	97,500	70,000
令和 3年度	92,000	71,500
令和 4年度	93,000	73,700
令和 5年度	109,000	(未 定)

④ 長期的な経営スキームの検討

これまでの取組みの経緯や各年度の財務状況をもとに、今後の当財団の事業構成及びそれを踏まえた収支等の財務見通しなど、長期的な経営のスキームについて検討していく。

特に、これまでは、安全かつ有利な金融商品による運用に徹してきたことから国債や地方債、及び経営が安定しているとの評価のある民間企業の社債を購入し満期保有による収益確保を行ってきたが、国内において低金利状態が長期にわたって継続していることから、運用利回りが低迷している。

この状況を踏まえ、当財団における資金運用の手法等について、新たにどのようなことが可能なか調査研究・検討を進めていく。

【 各年度の特定資産運用利回り 】

	債権保有残高（帳簿価格）(A) (千円)	特定資産受取利息額 (B) (千円)	利回り(B)/(A) (%)
平成29年度	2,949,601	29,670	1.006%
平成30年度	2,656,339	30,406	1.147%
令和元年度	2,655,061	32,336	1.218%
令和2年度	2,653,783	32,319	1.218%
令和3年度	2,752,505	32,650	1.186%
令和4年度	2,651,127	33,478	1.263%
令和5年度※	2,651,127	23,730	0.895%

※令和5年度は当初予算額

取組内容	6年度	7年度	8年度
①収益の増加			
②費用の削減			
② 収支改善の目標設定			
③ 長期的な経営スキームの検討			

第5 計画の推進

中期経営計画では計画期間中の財団運営の基本的な方針を定めることとしており、その実行に当たっては必要に応じ当該項目の実施計画を作成していくこととする。

本計画に掲げる施策事項について、毎年度進捗状況を把握し進行管理を行う。また、計画期間中に新たな環境変化や課題等が明らかになった場合は、適宜計画変更を行う。

こうした計画を定め経営改善を進めていくためには、計画に盛り込んだ施策事項を各部門及び担当者が具体的に実施し行動していくことが必要であり、各職員の理解のもと組織をあげて取り組んでいくものとする。

別 紙

公益財団法人山形県生涯学習文化財団 定款

○目 的（第3条）

この法人は、県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的とする。

〈注〉「文化活動」は、旧法人の寄附行為改正（平成12年4月施行）により新たに記載され、「男女共同参画社会の形成促進」は、新法人の定款（平成24年4月施行）に新たに記載されたもの。

○ 事業（第4条）

1 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習及び文化の振興並びに男女共同参画社会の形成に係る調査、研究、支援及び啓発等に関する事業
- (2) 先導的な生涯学習の講座及び研修会の開催並びに文化鑑賞の機会の充実に関する事業
- (3) 地域、企業等の生涯学習及び文化活動の指導者の育成、交流等に関する事業
- (4) 男女共同参画社会づくりを目的とした団体・グループの支援・交流・相談への対応、情報収集・提供等に関する事業
- (5) 地域の活性化を担う人材の育成に関する事業

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山形県内において行うものとする。

(注) (1) 中の「文化の振興」、(2) 中の「文化鑑賞の機会の充実」及び (3) 中の「文化活動」は、旧法人の寄附行為改正（平成12年4月施行）により新たに記載されたもの。

(1) 中の「男女共同参画社会の形成」及び (4) は、新法人の定款（平成24年4月施行）に新たに記載されたもの。

資料-1

財団の事業構成

(単位:千円、%)

	令和4年度		令和元年度 (平成31年度)		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理事業	256,087	69.1	236,547	66.3	236,921	65.6
自主事業	106,922	28.8	115,167	32.3	119,083	32.9
受託事業(指定管理以外)	7,684	2.1	5,195	1.5	5,428	1.5
事業費合計	370,693	100.0	356,909	100.0	361,432	100.0

(注)事業費合計は、経常費用(事業費、管理費)のうちの事業費の金額である。

資料-2

財団の常勤職員構成

(単位:名)

	令和4年度	令和元年度 (平成31年度)	平成28年度
正職員	1	1	1
嘱託職員	35	35	34
(うち県・財団OB)	(11)	(11)	(11)
臨時職員	2	2	3
計	38	38	38

(注)各年度とも年度当初現在である。
平成25年度以降、嘱託職員に管理員1名を含む。

資料-3

財団の収入構成（経常収益の内訳）

（単位：千円、％）

科目名	令和4年度		令和元年度 (平成31年度)		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理料	240,254	61.7	227,701	60.4	224,064	59.5
特定資産取崩収入	73,700	18.9	81,830	21.7	80,834	21.5
特定資産運用益	33,478	8.6	32,336	8.6	30,681	8.2
補助金・負担金収入	9,567	2.4	13,304	3.5	15,196	4.0
利用料金収入	18,221	4.7	9,531	2.5	15,200	4.0
その他の受託収入	7,574	1.9	5,195	1.4	5,428	1.4
事業収入	3,053	0.8	5,244	1.4	3,515	0.9
その他	3,878	1.0	1,788	0.5	1,787	0.5
合計	389,725	100.0	376,929	100.0	376,705	100.0

（注）科目名は、分かりやすく、決算書の科目と異なる名称にしているものがある。
他団体からの事務負担金は、「その他」に含めている。

財団の特定資産（基本財産）の推移

(単位:千円)

	当期組入額	当期取崩額	期末残高	備 考
平成10年度	-	-	5,056,440	
平成11年度	-	20,000	5,036,440	
平成12年度	-	24,000	5,012,440	
平成13年度	-	35,000	4,977,440	
平成14年度	206,280	60,000	5,123,720	国債売却益等による組入れ
平成15年度	-	90,000	5,033,720	
平成16年度	45,950	170,000	4,909,670	県長寿社会推進機構からの寄付金による組入れ
平成17年度	-	265,000	4,644,670	やまがた教育振興財団への寄付 100,000
平成18年度	-	215,000	4,429,670	やまがた教育振興財団への寄付 100,000
平成19年度	-	165,000	4,264,670	やまがた教育振興財団への寄付 40,000
平成20年度	-	180,000	4,084,670	県社会貢献活動促進基金への寄付 50,000
平成21年度	16,704	134,265	3,967,109	地方債売却益等による組入れ
平成22年度	2,701	128,596	3,841,214	債券の償却原価法適用による組入れ
平成23年度	2,702	123,744	3,720,172	債券の償却原価法適用による組入れ
平成24年度	2,701	93,142	3,629,731	債券の償却原価法適用による組入れ
平成25年度	511	85,800	3,544,442	債券の償却原価法適用による組入れ
平成26年度	289	83,000	3,461,731	債券の償却原価法適用による組入れ
平成27年度	290	77,000	3,385,021	債券の償却原価法適用による組入れ
平成28年度	290	80,500	3,304,811	債券の償却原価法適用による組入れ
平成29年度	290	80,500	3,224,601	債券の償却原価法適用による組入れ
平成30年度	△ 922	83,500	3,140,179	債券の償却原価法適用による組入れ
令和元年度	△ 1,278	81,500	3,057,401	債券の償却原価法適用による組入れ
令和2年度	△ 1,278	70,000	2,986,123	債券の償却原価法適用による組入れ
令和3年度	△ 1,278	71,500	2,913,346	債券の償却原価法適用による組入れ
令和4年度	△ 1,278	73,700	2,838,368	債券の償却原価法適用による組入れ
計	272,674	2,490,747	—	やまがた教育振興財団等への寄付を除いた場合の取崩額は2,200,747

(注)平成23年度まで基本財産で、平成24年度以降は特定資産である。